



JAL 整理解雇～ILO 勧告と不当労働行為性の関わり～

《整理解雇に至る経緯は「プロセス・ヴァイオレーション」》

JAL 整理解雇については、ILO「結社の自由委員会」が昨年 6 月に日本政府に対して勧告を出しています。これは、言わば「解雇そのものが不当労働行為である」という国際基準から見れば異常な事態であることを示しています。

では、この整理解雇のどの部分が具体的に不当労働行為であると言えるのでしょうか。勿論、整理解雇対象者に多くの組合、産別役員が含まれていたことは重要なポイントですが、さらに注目すべきは「プロセス・ヴァイオレーション（しかるべき手順を踏んでいない）」とも言える、解雇強行までの経緯にあります。具体的に追ってみると、その不当労働行為性が明らかになります。

- ① 管財人・経営は 2010 年 1 月 19 日の破綻直後の JAL 内 8 労組の説明会の場で“人員削減の必要が出てきた時には、ワークシェア、一時帰休を計画する。整理解雇は考えていない”と明言していた。そして、8 ヶ月間「解雇」に関する労働組合との交渉を一切行っていない中で、2011 年 9 月 27 日になって突然解雇基準を提示し、その後 12 月 31 日までの 74 日間という極めて短い期間で解雇を強行した。
- ② 解雇までの 74 日間、労働組合から要求された基本的な情報を提示せず、その交渉は形式的かつ極めて不誠実であった。また、「解雇基準」についても、労働組合との交渉は一切行われず、会社が決めた病気・休職履歴、年齢を基準に解雇を強行した。
- ③ 労使間で交渉中の段階で、一方では対象者にブランクディで乗務外しを行い、その場で個人に対して退職強要の面談を行うという不当労働行為を行ってきた。
- ④ 経営として“解雇の回避策”を提示しない一方で、労働組合から出された回避努力である“ワークシェア、一時帰休等”の具体的提案をことごとく門前払い、または無視した。
- ⑤ 人員削減の達成期日を更生計画に従って 2012 年 3 月とすれば、解雇は回避もしくは最小限にする事が可能であったにも関わらず、その期限を 3 ヶ月も繰り上げて 2011 年 12 月に解雇を強行した。そして、その“繰り上げ解雇”の合理的な理由も示さなかった。
- ⑥ 労働組合の交渉力を奪い取るために、経営は「**争議権を確立したら 3,500 億円の支援は出来ない**」との支配介入を行った。この行為は都労委が不当労働行為と認定したが、日本航空の経営は、都労委から出された「命令」には未だに従っていない。

(次頁へ続く)

このように整理解雇に至るまで、「解雇の回避策」など本来行われなければならない実質的な議論は行われませんでした。その上、労働組合への支配介入という不当労働行為が「JAL 再生」という大義名分のもとに平然と行われました。

このような事実は、国際的には異常な解雇と捉えられています。日本政府にこの事件について ILO 勧告が出されることとなった理由はここにあります。

《ILO 勧告は消滅しない。“Again and again”》

2012 年 6 月に出された「ILO 結社の委員会の勧告（2844 号案件）」には、日本の労働運動全体にとっても大きな意義があります。

それは一旦 ILO 勧告が出されるとその事案が“ILO の監視下に置かれる”という点です。具体的には、日本航空の案件が“ILO 結社の自由委員会の追跡検証（フォローアップ）手続きの対象案件”として位置づけられます。そして、このフォローアップは問題が解決するまで続けられ、例えば ILO の担当者が実際に来日しての調査や、政府や申立人からの追加情報を受けて、解決するまで追加勧告が繰り返し出されます。ILO トップのガイ・ライダー事務局長も「一度出された勧告は消滅することはありません。解決されるまでは“Again and again です」と強調しています。

さらに重要な点は、その判断基準があくまで ILO の国際基準であるという事です。つまり、それが各国の政府の決定であっても各国の裁判所の判決であっても、全て ILO の国際基準によって判断される、ということです。ですから、たとえ、その国の最高位の裁判所の判決といえども、その国の国会の決定であろうとも国際基準から外れた内容であれば ILO は警告を発し、勧告を出し続けるということです。

《控訴審での争点》

現在東京高裁で進行中の JAL 不当解雇控訴審においては、以上のような意義を持つ ILO 勧告を背景として不当労働行為性の立証に向けた主張、証人調べを行っていきます。皆様のご支援をよろしくお願いいたします！

控訴審次回日程

○運航乗務員裁判

9 月 26 日（木）～午前・午後にわたり東京高裁 101 号法廷にて証人調べ

○客室乗務員裁判

9 月 12 日（木）：10 時～16 時 30 分 東京高裁 101 号法廷にて証人調べ

「支える会」へのご加入をお願いします！

入会申込書は各単組の事務所にあります。年会費 3,000 円からです。

